

経済力と公共の有する計画性、信頼性を生かしたモデル事業です。

事業実施にあたっては、環境対策に万全を期すとともに、地元住民組織・寄居町・小川町・立地企業・埼玉県による運営協定を締結し、立地企業は法令の基準より厳しい基準で運営しています。

さらに、測定・検査の結果につきましては住民の皆様公表するとともに、住民監視システムの導入など、透明性の高い運営管理を行っています。

また、最終処分場の埋立跡地は三ヶ山緑地公園など、自然環境を生かした公園などとして整備し、地元に還元しています。

9) 環境の恵沢の享受と継承（環境基本法）、潤いある生活環境の創造（景観法）等の世界的課題を環境整備センター・彩の国資源循環工場周辺地域と住民に対して実現するために、どのような施策をご用意していますか？

一定期間内に段階的縮小撤廃等、具体的にお示しください。

【回答】

資源循環工場の整備・運営にあたっては、周辺の緑と調和した潤いある環境空間として整備することとし、各施設で緑地率30%以上を確保し、全体では残存緑地と合わせて80%の緑地率を確保しています。産業廃棄物処理施設においては、法令で定められた基準より厳しい基準で運営しています。

また、埋立跡地の活用と地域への貢献を目的に、PFI事業により、三ヶ山緑地公園や体育館などを整備しました。三ヶ山緑地公園は、15.6haの中に、陸上トラックやサッカー広場、展望施設、野外ステージなどを備えており、少年サッカーやグランドゴルフ等に利用されています。

三ヶ山体育館は、平日の夜間や土曜日・日曜日を中心にバレーボールやバトミントンなどに利用されています。

また、構内には、歩道を整備し、ソメイヨシノや山桜等の季節の花木を植栽しております。

今後とも、地元の憩いの場として親しまれる施設整備や地域と連携した施設運営をしていきます。

<環境整備センターと彩の国資源循環工場（第I期事業）について>

10) 彩の国資源循環工場各社の経営内容（採算）はどのようなプランになっており、現在の稼働実績との整合性はどのようになっていますか？

また、それに対して埼玉県はどのような経営指導をしていますか？

【回答】

循環工場の各事業者は経営が軌道に乗るまで数年程度を見込んでおります。ただ、設立計画の当時とは市場が変化したことにより、事業者の経営環境に厳しいものもできています。

各事業者の経営については、一義的には各事業者の経営責任を負うものですが、全体としては、県の資源循環のモデル事業として整備を進めてきたものであり、県としても県内のリサイクル推進の観点から支援していきます。

11) 埼玉県環境整備センターの当初の埋立て予定と、実際の統計実績とそのズレの理由は？

【回答】

環境整備センターを整備した当初においては、最大年間20万トンを受入可能な体制を整えることで、14年間程度で埋立が完了するものと見込んでいました。

その後、排出抑制や減量化、再資源化の増加などの社会的取組が進んだことや、環境整備センターの厳しい受入基準の徹底などにより、最終処分場の延命に繋がってきたものと考えています。

なお、平成18年度の埋立量は約7万3千トンであり、当初から累計で約123万トンを受け入れています。